

新型コロナウイルス対応ガイドライン

作業員（社員）は社内及び作業現場において濃厚接触を避け、ごみ収集という公衆衛生保全上必要不可欠である業務を安定的且つ継続的に行えるようウイルスによる感染リスクを低減させる為の行動指針を以下に提言する。

情報共有No. 200409

発行日：2020/04/09

有限会社クリーンみかさ

代表取締役 吉嗣雅一

◆出社前

- ①自宅にて検温する。
- ②37.0度未満の社員は通常通り出社する。37.0度以上あった社員はその場で管理責任者(統括)へ連絡(体温計の画像も送る)をする。
- ③37.0度以上あった社員は出社しない。
- ④鼻水・喉の痛み・咳の症状がある場合も同様で、原因が特定されるまで出社してはならない。

◆出社時及び勤務時『号車別勤務の実施』

- ①号車別に時差出勤する。
- ②感染リスクを最小限に抑える措置として、臨時車両を常時使用し「1車両2名体制」とする。
- ③社屋への立ち入りは号車別に行い他号車と濃厚接触しないこと。
- ④出社から退社までの間は号車間同士の接触はしない。
- ⑤同じ場所で休憩しない。
- ⑥洗車時は担当号車以外、洗車場内には入らないこと。
※待機時は車内にて待機すること。
- ⑦作業前作業後のミーティングは実施しない。
※作業の指示や打ち合わせは無線又は携帯電話で行うこと。
- ⑧社員ルームでのデスクワークは号車別に行うこと。
- ⑨喫煙所での喫煙は原則一人ずつとし、喫煙中も十分換気を行うこと。また、携帯灰皿を持参し吸い殻や灰は各自がそれぞれ自宅へ持ち帰り適正に処分すること。
※車内での喫煙は厳禁。
※喫煙する際は法律を遵守し濃厚接触にならぬよう適正距離を保ち喫煙すること。
- ⑩昼間作業員（総務部を含めた社員及び役員）と夜間作業員（号車別）は濃厚接触しないこと。
- ⑪社内で共有する備品類や携帯電話は原則共有しないこと。必要性が認められた物に関して共有する場合はその都度除菌を行うこと。

□業務の制限

- ①デスクワーク等の事務業務を制限する。デスクワーク等の収集運搬作業以外を行う場合は管理責任者(統括)へ内容、時間を事前申告し、承認を得た上で作業場所等の指示を受ける。
- ②取引先への訪問は集金・新規説明業務・産廃・特別収集業務以外は禁止する。連絡等々は電話で行うこと。

◆感染を疑わせる症状が出た場合

□発症

- ①発熱（無症状を含む）、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある場合は出勤しないこと。
 - 1.発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない場合は、自宅で安静待機すること。
 - 2.発熱を含め局所あるいは全身症状が強い場合は、近隣医療機関を受診すること。
 - 3.発熱を含め強い倦怠感、呼吸困難がある場合は「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

□改善

- ①体調が改善した翌々日から出勤可能とする。

□感染

- ①新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関の指示に従い治療に専念すること。
- ②診断から最低 14 日は出勤しないこと。診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も同様に出勤しないこと。

□濃厚接触者

- ①感染者の濃厚接触者として特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から 14 日は出勤しないこと。

以上